

今週の専門用語



11

ページ

税制抜本改革法附則20条、21条

8月10日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」を民主党税調では、「税制抜本改革法」としている。同法の政府原案には、所得税の最高税率引上げや相続税の基礎控除引下げ等の改正が含まれていたが3党協議により削除された。そこで同法附則20条、21条において、所得税の累進性強化、相続税の課税ベース等について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされた。

14

ページ

措法31条の2

個人が、平成25年12月31日までの間に、保有する土地等で譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときには、当該譲渡による譲渡所得について措法31条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）を適用することができる。ただし、その土地等につき、措法33条から33条の4等の規定を受けるときは、優良住宅地等のための譲渡に該当しないものとみなされている。

41

ページ

固定資産評価審査委員会

固定資産の評価価格に不服がある納税者の申出を審査決定するために各地方自治体に設立される第三者機関のこと。委員の定数は3人以上であり、その選任は、住民税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得たうえで市町村長が行う。委員の任期は3年。審査は、事案ごとに3人の合議体により進められ、合議体の議事は過半数により決定される。審査は、簡易な案件であれば1～2回程度で済むが、複雑な案件だと20回近く審査する場合もある。

編集室

◆そもそも消費税を含む税制抜本改革とは何か。所得税、法人税、資産税など税制全体にわたる改革と捉えられる一方、今回の社会保障・税一体改革の経過を振り返ると、まさに税制抜本改革＝消費税率引上げといえそうだ。◆社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目的とした改革で、附則104条3項のうち現段階で決まっているのは、法人税を除けば、ほぼ消費税率引上げのみといえる。◆3党協議で所得税の最高税率引上げや相続税の基礎控除引下げといった改正が先送りされた経緯からも、今回の改革は消費税率引上げが根幹でありその他は枝葉といった印象が否めない。(TN)

週刊T&A master 第464号

2012年8月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp